

○沖縄県福祉のまちづくり条例（抄）

平成9年3月31日
条例第5号

第5章 沖縄県福祉のまちづくり審議会 （設置）

第30条 県における福祉のまちづくりの推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議させるため、沖縄県福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉のまちづくりに関する学識経験を有する者その他知事が相当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○沖縄県福祉のまちづくり審議会規則（抄）

平成 9 年 10 月 24 日
規則第 55 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、沖縄県福祉のまちづくり条例（平成 9 年沖縄県条例第 5 号）第 31 条第 6 項の規定に基づき、沖縄県福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第 2 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 4 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（関係者の出席）

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

沖縄県福祉のまちづくり審議会部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県福祉のまちづくり審議会規則（平成9年沖縄県規則第55号。）第7条の規定に基づき、沖縄県福祉のまちづくり審議会部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会長)

第2条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

沖縄県福祉のまちづくり審議会の会議の公開について

沖縄県福祉のまちづくり審議会

本審議会は、県民に対する積極的な情報提供の推進を図ることを目的として、会議の公開について、次のとおり定める。

1 会議の公開

本審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合
- (2) 「沖縄県情報公開条例」(平成13年沖縄県条例第37号)第7条各号に掲げる情報(不開示情報)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- (3) 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- (4) 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、本審議会を所管する沖縄県子ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

3 会議の公開の可否の決定権限等の委任

会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、本審議会の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長(以下「課長」という。)に委任する。課長は、1及び2に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

傍 聴 要 領

沖縄県福祉のまちづくり審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 今回の会議の傍聴定員は8名です。

2 会議の秩序及び維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会場を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、審議会の会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。